
組織・会則

岡山実験動物研究会役員

会長 猪 貴義（岡山大・農・教授）

常務理事 永井 廣（岡山大・歯・教授）
 // 倉林 讓（岡山大・医・助教授）

理事 鳥海 徹（岡山大・農・教授）
 // 小林靖夫（岡山大・理・教授）
 // 田坂賢二（岡山大・薬・教授）
 // 小野謙二（岡山大・教育・教授）
 // 矢部芳郎（岡山大・医・教授）
 // 山根仁文（岡山大・教養・教授）
 // 山下貢司（川崎医大・教授）
 // 栗本雅司（林原生物化学研究所・所長）
 // 沖垣 達（重井医学研究所・副所長）

監事 中江利孝（岡山大・農・教授）
 // 高橋正侑（ノートルダム清心女子大・教授）

岡山実験動物研究会報編集部

委員
 沖垣 達 永井 廣
 河本泰生 中永征太郎
 倉林 讓 益田和夫
 佐藤勝紀 山本敏男

幹事
 鈴木一憲 藤田雅子

〔編集後記〕

会報は第2号から具体的な寄稿をもとめて編集した。資金的にもかなり無理があったので寄稿依頼は編集者の独断で発行日がおくられても御容赦願える先生、体裁・校正について寛容な先生方をお願いした。編集委員の御依頼についても出来るだけこの号の寄稿者にしぼらせていただいた。会報の出来上りについては私に全責任がある。第3号についてはいずれ寄稿要項をお送りして、御諒承を得たいと思っている。（永井）

第3回国際細胞生物学会議へのお誘い

沖 垣 達

近年、生命科学は異常な程に社会の注目を浴び、その基礎と応用に関するわが国での研究成果に対しても直接欧米諸国と比較対照されるというきびしい評価の時代がきています。細胞生物学は分子生物学と並らんで、この分野の中核をなし、国際間の協調はますます重要なものとなっています。

この時期にあって、アジアでははじめての上記国際会議（会長・妹尾左知丸、略称Ⅲ I C C B）の指名を受けて日本が主催し、その事務局を岡山でひき受けることになり私たち担当者は大きな責任を感じています。幸い学術会議と30関連学会の後援を頂き、準備が進行していますので御紹介しましょう。

会議は本年8月26-31日の間、東京の京王プラザホテルと隣接のNSビルで行われます。特別講演およびシンポジウムには2名のノーベル賞受賞者を含む350名を内外から招へいし、遺伝子とその操作、細胞膜の機能、細胞内小器官、細胞骨格と運動性、細胞の発生、増殖、老化、癌化、新技術を中心に全日、午前、午後に開かれます。

一般演題は4月末で締切りしましたが、51ヶ国から1500編の申し込みが届いています。

開会中にできるだけ国際的な接触ができるように、立食パーティー、盆踊り、夜間のワークショップ、アジア諸国代表との昼食会等を企画しています。

また本会議前後に「受精と初期発生」をはじめ13の独立したサテライト集会在全国諸都市で行われます。皆様の参加をお待ちします。

内容のお問い合わせやお申し込みは下記へお寄せ下さい。

岡山市山田2117 重井医研内Ⅲ I C C B事務局長室（沖垣，平山）（0862-82-6332）
 （重井医学研究所・副所長，岡山実験動物研究会理事）

岡山実験動物研究会会則

- 第1条 本会は岡山実験動物研究会と称する。
- 第2条 本会は主として岡山県内において実験動物・動物実験に関心をもつ人々によって組織された団体である。
- 第3条 本会は実験動物・動物実験についての知識の交流をはかり、あわせてこれら領域の進展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。
1. 講演会
 2. 研究発表会
 3. 広報の発行
 4. その他必要と認められる事業
- 第5条 本会の会員は正会員、賛助会員とする。
1. 正会員は本会の目的に賛同して、所定の入会申込書を提出した個人とする。
 2. 賛助会員は本会の目的に賛同し、理事会の承認を経て所定の入会申込書を提出した個人または団体とする。
- 第6条 本会に次の役員をおく。
- | | |
|-------|-------|
| 会 長 | 1名 |
| 常務理事 | 若干名 |
| 理 事 | 10名以内 |
| 監 事 | 2名 |
| 評 議 員 | 若干名 |
1. 会長ならびに常務理事は理事の互選によりこれを定める。理事は正会員の互選により選出された者とする。監事は理事会が選出する。
 2. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。必要に応じ常務理事会及び理事会を招集する。会長に事故あるときは、常務理事及び理事の互選により1名を選び、会長の職務を代行する。
 3. 常務理事は会長を補佐し、庶務、会計、渉外、集会、広報などの実務を担当する。
 4. 理事は本会の会務を審議し、議決する。
 5. 監事は本会の会計を監査する。
 6. 評議員は理事会が選出し、会長がこれを委嘱する。評議員は会長の諮問をうけ、重要事項を審議する。
- 第7条 本会の役員の任期は2年とし、再選は妨げない。
- 第8条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。会計年度は暦年度とし、会費は別に定める。
- 第9条 本会の運営はこの会則によるが、会則の変更は理事会の議決を経て、総会の承認をうけることとする。
- 第10条 本会の事務局は当分の間、岡山大学歯学部口腔解剖第1講座内に置く。

本会則は昭和58年4月30日から施行する。

-----切---り---取---り---線-----

入 会 申 込 書

私は本会の目的に賛同し 正 会 員
賛 助 会 員 として入会いたします。

岡山実験動物研究会会長殿

昭和 年 月 日
個人名又は団体名